

社会的バリアと障害

まちづくりの上でバリアフリーは欠かせない要素である。バリアフリーとは、社会に存在する障害（障壁）を取り除くことを意味する。具体的には、障害者が社会生活を営む上で、主に生活の支障となる物理的な障壁や人々の意識上のバリアを取り除くための施策、あるいは障害を取り除いた状態を示している。

このバリアフリーが一般的に知られるようになり、その重要性が注目されたのは1981年（昭和56）の国際障害者年以降である。それ以前にも各種の報告書等で知られていたが、特に注目されるようになったのは、1995年（平成7）のわが国の障害者施策“ノーマライゼーション7カ年戦略”に登場したことによる。国際障害者年のスローガンである「障害者の社会への完全参加と平等」を具現化すべく、国がバリアフリーについてキャンペーンを行うなど啓発に力を注いだ。“障害のある人も地域のなかで普通の暮らしができる社会に”というノーマライゼーションの目標を具体的に掲げたことでバリアフリーが注目された。

しかし、現実には普通の生活を送ろうとしても障害者には様々な困難、バリアが存在する。特に“標準・平均”を重要視する社会にあっては、障害者には大きな社会的不利を負わされてしまう。「食べたいお店に行けない」、「住みたいところに住めない」、「行きたい学校に入れない」等々、日常生活上での問題はあげればきりがない。普通の暮らしがいまだにできない社会環境が数多く存在するのである。これらの社会的不利の問題は、ややもすれば障害者側の問題であり、「障害があるから仕方ない」というように個人の問題として捉えられ、帰結されることが少なくない。

加えて、その障害を抱えて努力する姿に「障害を克服して」、「障害を乗り越えて」という言葉で社会の人々が称賛することもよくあることである。こうした社会的バリアが当たり前存在する社会にあって、障害者が普通に生活するにはさまざまな努力が不可欠となっている。

まちづくりが目標とすることは、「すべての人々が参加できる社会づくり」である。現在、障害者を取り巻く環境も様ではないが、社会に存在するバリアをいかに除去するのかに知恵を結集し、尽力している。日常生活上に立ちほだかる交通機関、建築物等における「物理的バリア」、資格制限等による「法律・制度上のバリア」、点字や手話などの情報提供の欠如による「文化・情報面でのバリア」、そして障害者に対する人々の「意識上のバリア」が障害者の社会参加を大きく妨げている。

物理的バリア

身体的な障害を有する場合、交通機関や建築物の物理的バリアは大きな支障となる。特に移動障害のある車いす使用者には大きな影響を与え、日常生活を阻むものとなる。身体的な障害種別と社会環境における物理的バリアの関係は概ね次のようなことになる。

表に示すように、それぞれの障害によって必要とするバリアフリーも異なってくる。移動面での困難が顕著になるのが車いす使用者等である。街の至る所にある施設内の段差や階段等は

身体障害とバリアフリーとの関係

Disability Impairment	情報障害	移動障害	動作巧緻障害
視覚障害	●	○	○
聴覚障害	●		○
言語障害	○		
上肢障害			●
下肢障害		●	
内部障害		○	

●はバリアフリー化の必要性が極めて大きい

○はバリアフリー化の必要性がある

「身体障害者の利用を配慮した建築設計基準」を参考に筆者作成

自力では克服しがたいバリアである。日常生活の構成要素である「食」を例にとっても、「外食する」、「安くておいしいお店に行きたい」は誰も考えることである。しかし、店には入口から段差があり、おまけに店内が狭小で車いすでは中にも入れない、アプローチさえ出来ないという店は結構多い。必然的にアクセスが可能な割高のレストラン等しか選択肢がないというのが実態である。「衣」の面においても、店のなかは所狭しと衣服が陳列され、車いすの者は店内に入れず、入口でうろうろすることもしばしば経験することである。

また移動の面でも、バス、鉄道、地下鉄等の公共交通機関を利用する際に車両構造や駅舎の階段等が大きなバリアになっている。こうした物理的バリアの事例は枚挙にいとまがない。これらのバリアだらけのまちづくりや施設を見る限り、いかに長年にわたって障害のない者を中心にまちづくりが行われ、障害者への配慮を欠いたものであるのかが明らかである。

物理的バリアを除去することは、高齢社会の真ただ中にあるわが国においても等閑視できない要素である。加齢に伴い身体機能が低下する高齢者をはじめとして、ベビーカーを利用する人や妊婦、また生活習慣病でさまざまな支援が必要となる人も社会には多数存在する。現代社会にあっては、障害者の問題は決して他人事ではない。誰も関わりのあることであり、バリアフリーのまちづくりも無関係ではないのである。公共施設、建築物、交通機関、個人商店、住宅等、日常生活上におけるインフラ整備や建築物のバリアフリー化は無視できない要素である。

現在わが国で行われている物理的バリアフリーは、車いす使用者に対するトイレの設置、横断歩道の段差解消、公共施設での階段のスロープ化、エレベーターの設置、障害者用駐車場の設置等がある。視覚障害者に対しては、紙幣や日常生活グッズの凹凸による識別マーク、路面上の点字ブロックの敷設や交差点での音響式信号機などの設置が代表的なものとしてあげられる。

障害があっても、それを補う、支えるものがあるならば障害は軽減し、消失する。補うものがあれば、自力での生活も無理ではなく、社会の一員として普通に生活を営むことも十分可能なことである。“障害者の社会への完全参加と平等”を具現化するためには物理的バリアの除去は最優先しなければならない必須の事柄である。